

高砂市役所食堂運営事業者公募に係る仕様書

1 使用許可物件

(1) 場所

高砂市役所食堂厨房（分庁舎 1 階）及び職員休憩スペース（本庁舎 2、4 階）

(2) 所在地

高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号

(3) 使用許可面積

厨房部分 78.6 m²（厨房：46.8 m² 厨房前室：15.9 m² 更衣室・事務室：15.9 m²）

職員休憩スペース 3.6 m²（2 階 1.8 m²（自動販売機 1 台）、4 階 1.8 m²（自動販売機 1 台））

(4) 座席数

大人用椅子 94 脚 ソファ（3 人掛け）2 台 子供用ハイチェア 4 脚

（参考）客席部分 181.2 m² 庁舎職員数 約 500 人

(5) 貸与備品

（別表 1）のとおり

2 施設運営及び使用許可の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。なお、令和 9 年 3 月 31 日までは継続して運営するものとする。

令和 9 年 4 月 1 日以降、継続して運営しようとする場合は、使用期間満了の 5 箇月前までに書面により意思表示を行い、かつ、当初高砂市が定めた公募条件を変更しないことを前提として年度ごとに申請を行うことにより、最長令和 13 年 3 月 31 日までの間、運営することができる。

3 使用用途

(1) 市役所食堂の運営

(2) 自動販売機の設置

食堂の安定的な営業継続と市場よりも安価な提供を目的とし、食堂運営事業の一環として職員休憩スペース（本庁舎 2、4 階）への自動販売機の設置を認める。（2 台まで。使用料及び光熱水費は設置者の負担とする。）

4 経費の負担

運営事業者は、次に掲げる経費を負担する。

(1) 行政財産使用料

① 使用料の積算対象面積は、厨房部分 78.6 m²及び職員休憩スペース 3.6 m²（自動販売機 2 台分）とする。

② 厨房部分の使用料は、424,440 円／年（月額 35,370 円）とする。

〔算出根拠〕 高砂市行政財産使用料条例（昭和 62 年高砂市条例第 28 号）第 3 条

$$78.6 \text{ m}^2 \times 5,400 \text{ 円} = 424,440 \text{ 円}$$

③ 職員休憩スペースの使用料は、16,200 円／年（月額 1,350 円）以上で運営事業者が提案した金額とする。

〔算出根拠〕 高砂市行政財産使用料条例（昭和 62 年高砂市条例第 28 号）第 3 条

本庁 2 階 8,100 円／年 （2 ㎡未満）

本庁 4 階 8,100 円／年 （2 ㎡未満）

- ④ 使用料は、別途高砂市が発する納入通知書により、納期限までに納入すること。
- （２） 食堂運営に要する必要な原材料費及び消耗品類に要する費用
- （３） 光熱水費等
電気、水道、下水道、ガス及び電話料金は、別途高砂市が発する納入通知書により、納期限までに納入すること。
- （４） 食堂運営に必要な各種手続に要する一切の費用
- （５） 食堂運営に必要な備品のうち、貸与する備品（別表 1）以外の購入及びこれらの修理に要する費用
- （６） 貸与する備品を故意又は過失により故障・破損させた場合の修理に要する費用（経年劣化等に伴う故障等による修理に要する費用を除く。）
- （７） 食品衛生上必要な処理に要する費用
- （８） 清掃、防虫、防鼠、消毒等の衛生管理に要する費用
- （９） 消毒液及びアクリル板の設置等感染症防止対策に要する費用
- （１０） ごみ処理に必要な一切の費用

5 使用条件等

（１） 営業日及び時間

営業日及び営業時間については、提案書により提案すること。

ただし、営業日については月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。）及び営業時間については営業日の午前 11 時から午後 2 時までは必ず営業すること。

（２） 客席

客席部分は高砂市が管理するが、テーブル等の清掃については運営事業者が行うものとする。

（３） 提供メニュー及び価格等

メニュー・価格・サービスについては、職員及び来庁者のニーズに対応すること。

ただし、アルコール類の販売は禁止とする。

（４） 湯茶の提供

昼食時間帯については、湯茶の提供サービスを行うこととする。

（５） 厨房備品

厨房備品は別表 1 のとおりとし、使用許可の期間貸与する。

（６） 禁煙

敷地内及びその周辺は、終日禁煙とする。

（７） 営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請その他法令が定める諸官庁への申請、届出等については、全て運営事業者の負担で行うものとする。

また、営業に関して必要な許認可につき、開店までにその写しを高砂市に提出すること。

（８） 食材・物品類の搬入及び搬出について

食材・物品類の搬入及び廃棄物等の搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮するものとする。停車場所及び搬入出経路は、あらかじめ本市の指示を受けた方法とする。

(9) 衛生管理及び感染症対策

運営事業者は、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生法上の発生事案については、全て運営事業者の責任と負担において対処するとともに、直ちに高砂市に報告するものとする。

また、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うものとする。

(10) 廃棄物等の処理

食堂運営によって生じる廃棄物については、運営事業者が自らで処理するものとする。

(11) 防火管理

食堂運営従事者は防火管理を徹底するものとする。

(12) 事故等への対応

運営事業者は、事故防止を徹底するとともに、事故が発生した場合には、全て運営事業者の責任と負担において処理するとともに、直ちに高砂市に報告するものとする。

(13) 苦情への対応等

利用者からの苦情等には、運営事業者が責任をもって対応するものとする。

(14) 営業状況等の報告

本市が、運営事業者に対し収支、提供食数及びその他の報告を求めた場合は、運営事業者は、その求めに応じなければならない。

(15) 貼紙、看板等

使用許可を受けた場所以外での貼紙、看板等の表示は認めない。

(16) 非常時・災害時の対応

非常時・災害時は、本市と連携・協力すること。

(17) 契約の締結

選定された運営事業者は、高砂市と契約書を締結する。

(18) その他

この仕様書に定めのない事項や運営に際し疑義が生じた場合は、高砂市と運営事業者が協議するものとする。

6 使用上の制限

(1) 使用物件は、最善の注意をもって、維持保存すること。

(2) 使用物件を市役所食堂の運営以外の用途に使用しないこと。

(3) 使用物件の全部又は一部を第三者に使用させないこと。

7 契約の解除

高砂市は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。その場合、当該解除によって生じた損失の補償を本市に請求することはできない。

(1) 本市において使用物件を必要とするとき。

(2) 本市に納入すべき行政財産使用料及び光熱水費等を延滞し、相当なる期間を定めた催告を

- 受けたにもかかわらず、これを納入しないとき。
- (3) 応募資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
 - (4) 契約書及び仕様書の各条項に違反したとき。
 - (5) 信用を失墜するなど、不適当な行為があったとき。

8 原状回復

- (1) 契約の解除又は使用期間が満了したときは、自己の費用で、本市の指定する期日までに使用許可物件を現状に回復すること。ただし、本市が特に承認したときは、この限りではない。
- (2) 本市が指定する期日までに原状回復の義務を履行しないときは、本市がこれを行い、その費用は、運営事業者の負担とする。この場合においては、運営事業者は、何らの異議を申し立てることはできない。

9 損害賠償

- (1) 運営事業者は、その責めに帰すべき理由により、使用物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなくてはならない。ただし、使用物件を原状に回復した場合は、この限りではない。
- (2) 運営事業者は、契約書及び仕様書に定める義務を履行しないために本市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

別表 1

番号	品 名	品 番	数量	備考
1	製氷機		1	厨房
2	デジタルハカリ		1	厨房
3	冷凍庫（626ℓ）		1	厨房
4	冷蔵庫（1355ℓ）		1	厨房
5	包丁まな板殺菌庫		1	厨房
6	ガス炊飯器（3升炊き）		2	厨房
7	電子レンジ		1	厨房
8	ガステーブル（2口）		2	厨房
9	涼厨ガスフライヤー		1	厨房
10	ローレンジ		1	厨房
11	ガスウォーマーテーブル		1	厨房
12	保温ジャー（4.4升）		1	厨房
13	消毒保管庫（15カゴ）		1	厨房
14	テーブル		26	食堂
15	椅子（大人用）		94	食堂
16	ソファ（3人掛）		2	食堂
17	カフェキャビネット		2	食堂
18	子ども用ハイチェア		4	食堂
19	シェルフ		1	厨房前室
20	洋式便所（1人用）		1	厨房前室
21	更衣ロッカー（6人用）		1	更衣室・事務室